

仙台 89ERS ファンクラブ ナイナーズリワードおよびナイナースキッズクラブ会員規約

■第1条（本規約の目的）

この規約は、株式会社仙台 89ERS（以下「当社」といいます。）が運営する会員制プログラム「ナイナースリワード」および「ナイナースキッズクラブ」（以下、総称を「本会」といいます。）に関し、第5条に定める会員（以下「会員」といいます。）に適用される事項を定めるものです。

■第2条（本規約の範囲）

1.当社が、当社公式 WEB サイトへの掲載、電子メール、郵便、その他当社が適切と認める方法により提示する本会に関する個別規定、注意事項等（以下「個別規定」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

2.本規約と、個別規定の内容が抵触する場合には、当該個別規定が本規約に基づき適法かつ合理的に定められた範囲で、個別規定が優先して適用されるものとします。

■第3条（本規約およびサービス内容の変更）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。

(1) 変更が会員の一般の利益に適合するとき

(2) 変更が本会の目的に反せず、かつ、社会情勢、経済情勢、経営環境の変化、本会の運営状況、提供サービスの内容の変更、システム上の都合、法令改正その他諸般の事情に照らして必要かつ合理的であるとき

2.当社は、本規約を変更する場合、変更後の内容およびその効力発生日を、効力発生日の相当期間前までに、当社公式 WEB サイトへの掲載その他当社が適切と認める方法により周知するものとします。

3.当社は、事業上の必要、法令改正、社会情勢または経済情勢の変化、システム保守または障害対応、興行運営上の都合、提携先その他第三者のサービス内容の変更その他の事情により必要と認めた場合には、会員に事前に通知することなく、本会に関する特典、サービス、運用方法、提供条件その他の内容の全部または一部を変更し、追加し、停止し、または終了することができるものとします。

4.当社は、前項の場合、変更後の内容を、当社公式 WEB サイトへの掲載その他当社が適切と認める方法により、事前または事後に周知するものとします。

5.当社は、第3項に基づく変更、追加、停止または終了により会員に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

■第4条（会員への通知方法および効力）

1.当社から会員に対する通知は、当社公式 WEB サイトへの掲載、電子メール、郵便、その他当社が適切と認める方法により行うものとします。

2.前項の通知は、当社が当該通知を掲載し、発信し、または発送した時点で効力を生じるものとします。

3.ただし、法令上または本規約上、事前周知または一定期間の経過が必要とされる場合は、その定めに従うものとします。

■第5条（会員）

1.会員とは、本規約に同意のうえ、当社指定の方法により入会申込みを行い、当社がこれを承認した者をいいます。

2.中学生以下の者が入会申込みを行う場合は、保護者の同意を要するものとします。

3.会員は、入会申込み時に、当社が別途定める年会費その他必要な費用を、当社所定の方法により支払うものとします。

■第6条（入会の承認および取消し）

1.当社は、入会申込者が次の各号に該当する場合には、入会を承認しないことがあります。

(1)入会申込内容に重要な虚偽、誤記または記載漏れがある場合

(2)申込者本人以外の者が、本人の承諾なく申込みを行った場合

(3)申込者が実在しない場合

(4)申込者が反社会的勢力等に該当し、またはこれと関係を有すると合理的に認められる場合

(5) チケット、会員特典その他権利の不正取得、転売その他本会の趣旨に反する目的で申込みを行ったと合理的に認められる場合

(6) B.LEAGUE 会員の会員登録の解除、アカウントの利用停止その他これに類する措置を受けている場合

(7) 過去に当社が提供するサービスにおいて重大な規約違反があった場合

(8) その他、当社が会員として不適当と判断した場合

2. 当社は、入会承認後に会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、会員資格を取り消すことができます。

3. 当社は、前項に基づき会員資格を取り消す場合、事前に会員に通知し、催告し、または弁明の機会を付与する義務を負わないものとします。

4. 前各項に基づく入会不承認または会員資格取消しの場合の年会費の取扱いは、第 19 条に定めるものとします。

■ 第 7 条（会員の種別）

1. 会員の種別は、当社が別途定め、当社公式 WEB サイトその他当社所定の方法により公表するものとします。

2. 年齢要件等のある会員種別については、当社が別途定める基準日時点の年齢により判定するものとします。

■ 第 8 条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、2026 年 4 月 15 日から 2027 年 6 月 30 日までとします。ただし、この期間中に入会承認を受けた会員の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）から 2027 年 6 月 30 日までとします。

2. 会員資格は、有効期間満了日の前日までに所定の方法による解約手続きが行われなかった限り、自動的に更新されます。更新時には、登録されている支払方法により、次年度（または次期間）の会費が自動的に決済されます。

3. 当社公式 WEB サイトを通じて、年会費の支払方法としてクレジットカード決済を選択して入会申込みを行った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに、次年度以降の会員資格の有効期間の更新拒絶手続きを行わない場合、当該会員は次年度以降の会員資格の更新を希望したものとみなし、次年度以降の同一種別の会員としての年会費を自動的に決済するものとします。

4. 前項にかかわらず、年会費、サービス内容その他の事情により、当社は自動更新を行わないことがあります。この場合、当社は相当期間前までに会員に通知するものとします。

■ 第 9 条（会員証）

1. 当社は会員に対し、カード型、デジタル形式その他当社所定の方法による会員証を発行することがあります。

2. 会員証は、会員本人のみが利用できるものとします。

3. 会員は、サービス利用の際、当社が求めた場合には会員証を提示するものとします。提示がない場合、会員特典またはサービスの全部または一部を利用できないことがあります。

4. 会員は、会員証を紛失し、または盗難に遭った場合には、直ちに第 26 条記載の問い合わせ先に連絡するものとします。

5. 会員証の再発行を希望する場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとし、再発行後の会員番号は変更されることがあります。

■ 第 10 条（譲渡等の禁止）

1. 会員は、会員証、会員番号、本会の会員たる地位またはこれに基づく権利義務を、第三者に対し、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更または担保設定することはできません。

2. 会員は、ポイント、特典その他本会に基づき付与される利益を第三者および家族に対して、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更または担保設定することはできません。

■ 第 11 条（会員情報の変更）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社に届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法により、第 26 条記載の問い合わせ先に届け出るものとします。

2. 会員は、住所変更の際に郵便局に対する転居届の提出その他送付物の受領に必要な手続きを適切に行うものとします。

3. 前二項の届出または手続きを怠ったことにより、通知、送付物等の不到達その他会員に不利益が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべ

き事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4. 送付物の不達が2回以上にわたり継続する場合、当社は、その原因が解消されるまで送付を停止することがあります。

■第12条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続を行うことにより、本会を退会することができます。

2. 会員が退会した場合、退会手続完了時点をもって、本会に基づく会員としての地位および諸権利を失うものとします。

3. 当社は、会員が本規約に違反した場合その他会員として不適切であると当社が判断した場合には、事前に通知し、催告し、または弁明の機会を付与することなく、会員資格を停止し、または退会処分とすることができるものとします。

4. 前項にかかわらず、反社会的勢力等への該当、不正転売、なりすまし、重大な迷惑行為その他緊急性が高い場合には、当社は事前の催告なく、会員資格を停止し、または退会処分とすることができます。

■第13条（反社会的勢力の排除）

1. 本規約において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいい、「反社会的勢力等」とは、反社会的勢力および反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人、団体または個人をいいます。

2. 当社は入会申込者または会員が反社会的勢力等に該当し、または反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すると合理的に認められる場合には、入会の申込みを拒否し、または会員資格を取り消すことができるものとします。

3. 前項の場合において、当社は、年会費その他の費用を返金しないものとします。

4. 前各項に基づく措置により会員に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

■第14条（自己責任の原則）

1. 会員は、自己の責任において本会およびサービスを利用するものとします。

2. 会員が本会またはサービスの利用に関連して第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、他の会員その他第三者の行為に関して要望、疑義、苦情その他の異議がある場合には、当該相手方に対し自らこれを申し入れ、自己の責任と費用において処理解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

4. 当社以外の第三者が提供するサービスについては、当該第三者が責任を負うものとし、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

■第15条（営業活動等の禁止）

会員は、本会またはサービスを利用して、営利活動、宗教活動、政治活動、勧誘行為その他本会の趣旨に照らして不適切な行為またはその準備行為を行ってはならないものとします。

■第16条（禁止事項）

会員は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本会またはサービスに関する著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(3) 第三者になりすまして本会に入会する行為

(4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為

(5) 特典等を第三者に販売し、または転売する行為

(6) 当社、他の会員または第三者を誹謗中傷し、または不利益を与える行為

- (7)本会の運営を妨げる行為
- (8)申込書・申請書その他提出書類に虚偽の内容を記載し、または虚偽の報告を行う行為
- (9)本規約、法令または公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10)その他、会員としてふさわしくないと当社が判断する行為
- (11)前各号の行為を第三者に行わせる行為

■第 17 条（強制退会）

1.当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を停止し、または強制退会とすることができるものとします。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)当社または第三者の権利利益を侵害し、または本会の運営に重大な支障を及ぼした場合
- (3)第 6 条または第 13 条に定める事由に該当した場合

2.本条に基づく措置については、第 12 条第 3 項および第 4 項を準用します。

■第 18 条（会員資格の喪失）

1.会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。

- (1)退会した場合
- (2)会員資格の有効期間が満了し、更新されなかった場合
- (3)入会承認が取り消された場合
- (4)個人会員が死亡し、または法人会員が解散もしくは清算した場合
- (5)第 12 条または第 17 条に基づき、会員資格を停止され、または退会処分もしくは強制退会処分を受けた場合
- (6) 会員が当社に届け出た連絡先に対して当社が相当期間において複数回連絡したにもかかわらず、会員と連絡を取ることができず、かつ、本会の運営上会員資格を継続させることが適当でないと当社が判断した場合

2.前項の場合の年会費の取扱いは、第 19 条に定めるものとします。

■第 19 条（年会費等の諸費用）

- 1.本会の年会費は、会員種別に応じて当社が別途定めるものとします。
- 2.当社は年会費以外に利用料金の支払いを要する有料サービスを提供する場合には、その内容および料金をあらかじめ明示するものとします。
- 3.会員は、当社が別途定める年会費その他の費用を、当社所定の方法および時期に従って支払うものとします。
- 4.会員が指定した決済方法で決済が行われることについて、会員はあらかじめ同意するものとします。
- 5.既払の年会費は、原則として返金しません。会員は、第 3 条に基づく本会の内容、特典、サービス、運用方法、提供条件等の変更、追加、停止または終了を理由として、年会費の返金を求めることはできません。ただし、法令上返金が必要な場合はこの限りではありません。
- 6.会員が送付物の送付先を日本国外に指定する場合には、送付に必要な追加費用を別途負担するものとします。

■第 20 条（本会の終了）

- 1.当社は、事業上の都合その他合理的な理由により、本会の全部または一部を終了することがあります。
- 2.当社は、前項の場合、原則として終了日の 1 か月前までに、当社公式 WEB サイトへの掲載その他当社が適切と認める方法により会員に周知するものとします。
- 3.本会の全部または一部の終了に伴う年会費の取扱いは、第 19 条第 5 項に従うものとします。

4.当社は、本条に基づく終了により会員に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

■第21条（会員情報の取扱い）

1.当社は、会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、決済に必要な情報、サービスの利用履歴その他会員に関する情報（以下「会員情報」といいます。）を取得し、法令および当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとします。

2.当社は、会員情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じるものとします。

3.本条の定めは、会員資格の終了後も有効に存続するものとします。

■第22条（会員情報の利用目的）

当社は、会員情報を次の目的のために利用します。

- (1) 入会申込みの受付、本人確認、会員管理のため
- (2) 年会費その他料金の決済、請求その他これらに付随する事務のため
- (3) 会員証、特典、商品、景品その他送付物の発送のため
- (4) 本会、試合、イベント、商品、サービスその他当社に関する案内のため
- (5) アンケートの実施、マーケティング分析およびサービス改善のため
- (6) 会員からのお問い合わせ対応のため
- (7) 個人を識別できない形式に加工した統計資料の作成および利用のため

■第23条（プライバシーポリシー）

当社による会員情報の取扱いの詳細については、当社が別途定めるプライバシーポリシーによるものとします。

■第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈には、日本法を適用します。

■第25条（合意管轄）

当社と会員との間で、本規約、本会またはサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■第26条（問い合わせ先）

本規約に関するお問い合わせ先および会員から当社への通知先は、次のとおりとします。

株式会社仙台 89ERS ファンクラブ担当
住所：〒982-0001 仙台市太白区長町 2-2-32
TEL：022-281-8562 FAX:022-281-8576
公式 WEB サイト：<https://www.89ers.jp/>
お問い合わせ：fanclub@89ers.jp
附則 この規約は、2026年4月1日から施行します。